

報道機関各位

枚方市提供

障害福祉サービス事業所の指定取消について

標記の件につきまして、下記の通り指定の取消処分を行いますので、ご報告いたします。

記

1 経過報告

令和6年4月以降、市の担当者が事業者とやりとりする中で請求について疑念を抱き、内部調査を行ったところ、運営基準違反や不正請求の疑いが生じたことから、令和6年11月から5回の立入り調査を含む監査を実施しました。監査において書類の検査並びに従業者及び法人役員等への聞き取り等を行った結果、運営基準違反及び不正請求の事実が認められたため、令和7年8月に聴聞を実施したところ、事業者から不利益処分の原因となる事実を覆すような主張はありませんでした。

このことから、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「法」といいます。)の規定に基づき、当該事業所に対し指定取消処分を行うものです。

2 指定の取消をする事業者等

(1) 事業者名称：オアシス合同会社

(2) 事業所

① 事業所名称：訪問介護ステーションフォーユー

事業所番号：2712403951

事業所所在地：大阪府枚方市牧野阪一丁目10番13号

サービス種別：居宅介護・重度訪問介護・同行援護

② 事業所名称：晴れる家喫茶

事業所番号：2712403324

事業所所在地：大阪府枚方市牧野下島町2番8号竹島ビル101

サービス種別：就労継続支援(B型)

③ 事業所名称：晴れる家工房

事業所番号：2712404538

事業所所在地：大阪府枚方市牧野下島町1番13号マルエス牧野駅前グランドビル103号室

サービス種別：就労継続支援(B型)

3 行政処分の内容（2(2)①～③の全サービス種別）

- (1) 処分の内容 指定取消
(2) 効力発生日 令和7年11月1日

4 行政処分を行う理由

①訪問介護ステーションフォーユー

（介護給付費の請求に関する不正）

・当該事業所又は同一法人の別事業所において、複数のサービスを同じ時間帯に同じ利用者に提供したとする、事実上不可能な記録を作成した。

法人代表は、その記録に基づき給付費の請求を行った。また、記録すら作成せず、事実上不可能な給付費の請求を行っているものもあった。

このような請求は217件あったが、令和4年6月から令和6年9月までの間、反復継続して行われており、加えて、特定の利用者の請求で行われていた。

・同じ従業者が、同じ時間帯に、複数の利用者にサービス提供した、又は同じ利用者に複数のサービスを提供したとする、事実上不可能な虚偽の記録を作成した。

法人代表は、その記録に基づき給付費の請求を行った。

このような請求は居宅介護サービスだけで100件あったが、令和5年2月から令和6年6月まで反復継続して行われており、加えて、特定の従業者の請求で行われていた。

・従業者により提供しなければならないサービスを、従業者以外の者により提供し、これについて法令に基づくサービス提供として、給付費の請求を行った。

このような請求は77件あったが、令和5年7月から令和6年5月まで反復継続して行われていた。

②晴れる家喫茶

（運営基準違反）

・法令に違反し、利用者から徴収しなければならない利用者負担額を徴収していなかった。

当該行為は、少なくとも令和3年9月から令和6年8月まで、反復継続して行われていた。

また、監査に係る1回目の立入調査時に「未作成」等として提出しなかった利用者負担額の領収書について、3回目の立入調査時に提出する虚偽の報告を行った。

なお、当該事業所は今回と同一の不正行為で令和3年11月15日に行政指導を受けており、その改善報告において「利用者から徴収した」とする領収書を提出していたが、実際には徴収していなかった。

（訓練等給付費の請求に関する不正）

・利用者の送迎を行ったとする記録を作成していたにもかかわらず、同一法人の別事業所も同じ利用者に対し送迎を行ったとする事実上不可能な記録を作成した。

法人代表は、その記録に基づき、利用者の送迎1回に対して、2つの異なる事業所からサービスを提供したとする請求を行った。また、記録すら作成せず、同様の請求を行っているものもあった。

このような請求は592件あったが、令和3年12月から令和6年3月まで反復継続して行われており、加えて、特定の利用者の請求で行われていた。

・当該事業所内等でサービスを提供している時間帯に、同一法人の別事業所において、利用者の自宅で行うサービス等を同じ利用者に提供したとする、事実上不可能な記録を作成した。

法人代表は、その記録に基づき給付費の請求を行った。また、記録すら作成せず、事実上不可能な給付費の請求を行っているものもあった。

このような請求は 747 件あったが、重複先の事業所開設直後である令和 3 年 12 月から令和 6 年 9 月まで反復継続して行われていた。

・事業所内等で行うサービスに利用者が出席していないと記録している日に、法人代表は、出席した場合の給付費の請求を行った。

このような請求は 223 件あったが、令和 4 年 4 月から令和 6 年 9 月まで反復継続して行われていた。

③晴れる家工房

(訓練等給付費の請求に関する不正)

・当該事業所内等でサービスを提供している時間帯に、同一法人の別事業所において、利用者の自宅で行うサービス等を同じ利用者に提供したとする、事実上不可能な記録を作成した。

法人代表は、その記録に基づき給付費の請求を行った。また、記録すら作成せず、事実上不可能な給付費の請求を行っているものもあった。

このような請求は 41 件あったが、事業所開設時である令和 6 年 1 月から令和 6 年 9 月まで反復継続して行われており、加えて、特定の利用者の請求で行われていた。

・事業所内等で行うサービスに利用者が出席していないと記録している日に、法人代表は、出席した場合の給付費の請求を行った。

このような請求は 11 件あり、令和 6 年 2 月から令和 6 年 8 月まで行われていた。

(運営体制等に対する評価)

・法人代表は「再発防止に努める」「反省している」等の発言を繰り返し行っている。

しかし、請求は事業所ごとや利用者ごとに行われることを知りながら、上記のような事実上不可能な記録を多数作成し、法人代表自らが請求を行っていた。

また、法人代表は過去に行政指導に対する改善報告を提出する際に、虚偽の報告書や資料の提出を行っていた。

さらに、法人代表は同一法人のすべての事業所の請求を、一体的に一人で行っているにもかかわらず、本市より、不正な請求の原因等について説明を求められても、合理的な理由を述べていない。加えて、請求の根拠となる記録の虚偽作成を自ら行っているが、「わからない」等の発言を繰り返している。

これらのことから、法人代表に改善の意思が見られず、法人としての改善の見込みはない。

5 経済上の措置

不正に請求し受領していた介護給付費および訓練等給付費を返還させるほか、法第 8 条 2 項の規定に基づき、当該給付費の 40%を加算した額を徴収します。

給付費返還額	約	12,090 千円	
加算額	約	4,836 千円	(上記返還額の 40%の追加徴収金)
合計	約	16,926 千円	

<問い合わせ先>

- ・ 行政処分に関する事 (項番 1 ~ 4)
健康福祉部福祉指導監査課
電話 072-841-1467 FAX 072-841-1322
- ・ 給付費に関する事 (項番 1, 5)
健康福祉部福祉事務所障害企画課
電話 072-841-1152 FAX 072-841-5123